

# 平成22年第3回足寄町議会臨時会議事録(第2号)

平成22年5月18日(火曜日)

## 出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	7番 熊澤芳潔君
8番 高橋幸雄君	9番 矢野利恵子君
10番 谷口二郎君	11番 後藤次雄君
12番 大久保優君	13番 高道洋子君
14番 菊地一将君	15番 吉田敏男君

## 欠席議員(0名)

6番 川上初太郎君

## 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	堀井昭治君
住民課長	桜井光雄君
建設課長	南岡雄二君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君

## 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	根本昌弘君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

## 議事日程

日程第1	議案第52号	足寄町税条例の一部を改正する条例(文教厚生常任委員会) < P 2 ~ P 2 >
日程第2	議案第53号	足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(文教厚生 常任委員会) < P 2 ~ P 3 >
日程第3		議員派遣の件 < P 3 ~ P 3 >



午前10時00分 開会  
開議宣告

議長（吉田敏男君） おはようございます。

6番川上議員、多少、時間的におくれると  
のことです。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり  
です。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員  
長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 本  
日開催されました第3回臨時議会に伴う議  
会運営委員会の協議の結果を御報告いたしま  
す。

本日は、5月7日の本会議で、文教厚生常  
任委員会に付託いたしました議案第52号と  
議案第53号について、審査報告を受け、審  
議をいたします。次に、議員派遣の件を審議  
いたしたいと思えます。

以上で、議会運営委員会の協議の結果の報  
告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営  
委員会委員長の報告を終わります。

#### 議案第52号

議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第5  
2号足寄町税条例の一部を改正する条例の件  
を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の  
報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決で  
す。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行  
います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま  
す。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はござい  
ませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） 賛成討論。

この税条例の一部を改正する条例でありま  
すけれども、これについて一番重要なこと  
は、農業施設に対して税金をかけていく、減  
免の期間をちょっと延長するというだけで  
も、やはり農業施設については、税金と  
いうものをかけるべきでないではないか。

今、農業が大変な時期で、後継者がいなく  
てとても困っているというような時期、やは  
り税金でも固定資産税でも優遇していくとい  
う措置をとって、農業ってすばらしいな、自  
分も農業をやってみたいなという、農業をや  
りたい希望者が殺到して困るというぐらい  
な、そんなふうな仕事にまで持っていくた  
めには、やはり農業施設に税金というのをか  
けるべきではない。

町全体としても、国としても、そういう方  
向で考え方を変えてやっていってくれたら  
いいな、そういう願いを込めて、この税条  
例に賛成いたします。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございま  
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま  
す。これで討論を終わります。

これから、議案第52号足寄町税条例の一  
部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定するこ  
とに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第52号足寄町税条例の  
一部を改正する条例の件は、委員長の報告の  
とおり可決されました。

#### 議案第53号

議長（吉田敏男君） 日程第2 議案第5  
3号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正

する条例の件を議題といたします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は、別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は、原案可決です。

これにて、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) 反対討論です。

この3年の間に、前回3万円上げたのに、今回また4万円も上げて、要するに、この3年間の間に7万円も限度額を上げるということになる。これはちょっと上げ過ぎなのではないかなと。

平成21年度ベースで、国保は、1,492世帯のうち、軽減されている人が700世帯もあると。半分近くの人が、それだけ大変な生活を送っている。

たくさん来る、年間何十億円も来る地方交付税というのは、こういうところに使うために来るのではないか。所得が低い町だから、所得割ではたくさん取れないから、資産割に変えた結果、最高限度額も上がってしまうということでは、ちょっとまずいのではないかなと。

商業者、そして農業者が、この最高限度額になっている人たちですけれども、農業も商業も、今、本当に大変な時期。たとえ平均の所得が900万円だ、1,000万円だ、それだけあるといっても、事業をやっている人にとっては、いろいろなものにお金がかかっていく。

そういう中で、国民健康保険税をちょっと上げ過ぎではないかなと。ここは、収入の少ないという足寄の特性をかんがみて、地方交付税の中から、その分の少ない部分を充てて

いくべきではないか。上げることにに対して反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は、可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第53号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

#### 議員派遣の件

議長(吉田敏男君) 日程第3 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は、原案のとおり決定をいたしました。

#### 閉会宣告

議長(吉田敏男君) これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了をいたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成22年第3回足寄町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時10分 閉会

平成22年第3回足寄町議会臨時会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員